

NPO法人全国小規模保育協議会
イベント助成費ガイドライン（2021年4月1日版）

目的・ねらい	地域チャプター及びテーマチャプターを中心とした研修やイベント（以下、イベント等）の活性化 そのためにチャプター主体で行うイベント等の費用の一部を助成する
制度の施行期間	2021年4月1日から2022年3月31日
対象となる組織	全国小規模保育協議会 地域チャプター及びテーマチャプター
内容	<p>会場費や講師謝礼などイベントに係る費用により赤字が発生した場合、費用の全部または一部を助成する 年間のイベント助成費予算の範囲内で行う</p> <p>【助成できる額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の申請あたりの上限5万円 ・赤字が5万円に満たない場合は、赤字分を助成 ・オンライン加算 5万円 <p>※オンライン加算の条件 オンラインアプリ等の使用により全国の会員が参加できること 例：リアルタイムのオンライン参加、または期間限定で動画配信 セミナー＋ワークショップのイベントの場合、セミナー部分だけなど、部分的なオンライン配信でもOK</p> <p>【申請できるイベント等】 <例> 勉強会、施設見学会、市長や行政担当者との懇談会、研修、講演会 ※飲み会は除外</p> <p>【申請できる費目等】 外部会場費、外部講師料、外部講師の飲食代及び交通費、外部施設への視察費、通信費、広告費、消耗品費等イベント開催に係る経費（チャプターメンバーの飲食費・交通費は含まない） ※研修や講演の講師を務める場合に限り、協議会会員への交通費支出を認める</p> <p><例> イベントを宣伝するためにチラシを作成し、FAXや郵送で地域の小規模園に配布した。→OK</p> <p>チャプターの懇親会でお茶とおやつを用意した。→NG イベント助成の対象にはなりません。チャプター活動支援費をご利用ください。外部講師の飲食費及び交通費は申請可能です。</p> <p>チャプター活動で使用する外部会議室を年間契約した。→NG イベント</p>

	<p>ト助成の対象にはなりません。チャプター活動支援費をご利用ください。</p> <p>施設見学会を実施し、協議会会員の運営する園を見学、視察料を支払った。→NG イベント助成費の対象にはなりません。参加費を徴収し、その中から視察料を支払うことは構いません。会員外の運営する園を見学した場合は、視察料はイベント助成費の対象となります。</p> <p>勉強会を企画し、協議会会員に講師を依頼した。→講師料はNG、交通費はイベント助成費の対象となります。</p> <p>協議会会員の運営する施設の多目的ホールで、外部講師の講演会を実施した。→会場費はNG、外部講師の講師料、交通費、飲食代はイベント助成費の対象となります。</p>
<p>手続きの方法</p>	<p><開催前></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【チャプター→事務局】「イベント助成費申請書（開催計画／収支予算書）」を事務局メールアドレス宛に提出 ・【事務局】事務局会で確認（理事会へ報告） <p><開催後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【チャプター→事務局】事務局メールアドレス宛に収支報告、領収書を提出 ・【事務局→チャプター】赤字額を確認の上、助成額を決定して報告 ・【事務局】チャプター指定の口座へ入金する
<p>例外規程</p>	<p>年間の予算を超えた場合、それ以降の申請は個別に審議 開催前に申請がなかった場合も個別に審議</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チャプター合同イベントの場合、各チャプターごとに申請をあげることが可能。（例：2チャプター合同で大規模なオンラインイベントを開催、赤字が20万円を超えた場合には、各チャプターごとに10万円ずつ申請をあげることができます） ・イベント等に関する告知、実施報告はチャプター担当者より会員メーリングリストに流す。 ・その際に、チャプターへの入会方法や連絡先も案内する ・協議会ホームページのお知らせ及びFacebook投稿は事務局で担う（イベント主催者に原稿や動画の元データを用意して頂きます）

制定：2021年3月26日